

中山間地域での暮らしの継承に関する研究
 - 新潟県阿賀町を対象として -

The study on succession of traditional life in the village community
 -A Case study in the Town of Aga in Niigata-

時空間デザインプログラム
 06M43278 山賀 陽子 指導教員 土肥 真人
 Environmental Design Program
 Yoko Yamaga Adviser Masato Dohi

ABSTRACT

This study aims to clarify the life in the mountainous region and to show the direction of the policy for this area including the measures to promote to settle people. We analysis the way of common life, focusing 25 villages in Aga city, Niigata Pref.. As results, 1) Most of their traditional ritual events had disappeared. Some events those had disappeared tend to relate to agriculture or forestry. The others tend to be the ones that enliven the village. 2) Social relationships through their common property are diminishing with the disappearance of right of common property. On the other hand, the social relationships based on reciprocal help still remain.

1章：背景と目的

1-1 背景と目的

日本の約7割の面積を占める中山間地域では、1960年代から過疎高齢化が進み、地域の荒廃が著しい。中山間部の各集落では、受け継がれてきた共同の暮らしが変化し、消滅しようとしている。このような地域に対する施策は様々実施されてきた。しかし、山村集落での暮らしを認識し、組み込んだものはないのではないのか。山間集落の人口の増加のみで、集落での暮らしが継承されるのか疑問である。本稿では集落での暮らしについて考察し、中山間地域への施策である「定住促進施策」の課題と方向性を示す事を目的とする。

1-2 先行研究

中山間地域の集落を主題にした研究には、中山間地域に関する制度・事業を扱ったもの¹⁾や、集落の現状について分析したもの²⁾集落での民俗を調査・記録したもの³⁾がある。しかし、これらはいずれも集落の実態や施策に関する分析・考察を主としており、実際に集落における暮らしや空間に対する意識をとりあげ考察したものはない。

1-3 研究の方法と構成

本論の各章の関係と論文構成を【図1】に示す。第2章で、中山間地域の現状と施策の変遷を把握し、本研究の対象地とする新潟県阿賀町の概要と史的変遷を把握する。そして、第3章では文献調査⁴⁾とヒアリング調査から、各集落で共同の暮らしについて『共同行事』『共有財産』『社会関係』の3つの分析軸から考察を行う。さらに第4章では、集落空間への意識と、

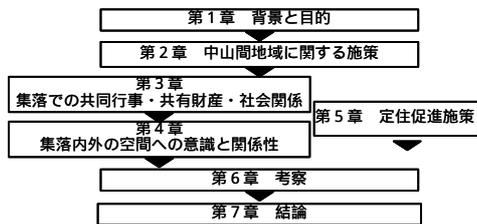


図1 論文構成

集落での暮らしに関する上記の3軸との関連を考察する。第5章では、新潟県内自治体の人口対策として実施されている「定住促進施策」を分析する。そして第6章では、中山間地域での暮らしの継承について考察を行う。また「定住施策」と関連させて、現在の中山間地域への施策についての課題を考察し、第7章で結論を述べる。

2章：中山間地域に関する施策概要と変遷

本章では中山間地域の現状を概観し、中山間地域に関する国の施策の変遷をまとめる⁵⁾⁶⁾。また阿賀町の史的変遷と各集落内外の空間構造・関係性について概観する⁷⁾。

2-1 中山間地域の現状

中山間地域では暮らしの条件不利性から、過疎高齢化が進み、衰退・消滅する集落が後を絶たない。大野によれば高齢化が進み集落の維持が困難とされる限界集落⁽¹⁾は、現在7873集落(約13%)存在する。

2-2 中山間地域に関する施策の変遷

中山間地域に関する国の施策は、過疎高齢化が深刻な問題とされた1960年代から施行され、全国総合開発計画とともに進められていった【表1】。これらの施策は都市部と農村との地域間格差の是正をその主な目的とし、実施されている。

表1 中山間地域に関する施策の変遷

	国の施策	中山間地域に関する振興政策
1945	1945 農地改革	1953 離島振興法
1950		
1960	1962 全国総合開発計画	1965 山村振興法
1970	1969 新全国総合開発計画	1970 過疎地域対策緊急措置法 1975 山村振興法第1次改正
	1977 第3次全国総合開発計画	1980 過疎地域振興特別措置法 1985 山村振興法第2次改正 1985 半島振興法
1980		
1990	1987 第4次全国総合開発計画	1990 過疎地域活性化特別措置法 1993 特定山村法 1994 農山漁村余暇法
2000	1998 21世紀の国土の ランドデザイン	2000 過疎地域自立促進特別措置法 2000 中山間地直接支払い制度

3 - 3 集落の共有財産

共有財産としての山林原野は、町内の多くの集落で「入会」として一定の規律の下での維持・管理が行われていた。入会地で採取する茅や薪、山菜や栗等は、日々の衣食住としての生活資源や、現金を得る手段として、山間部の集落には欠かせないものであった。しかし、明治の近代的土地所有権の登場とともに、入会地の所有と利用・管理の間にズレが生じ、阿賀町の集落においても大変な混乱が生じた⁽⁴⁾。またこの時、所有権の有無による新しい社会関係である「旧戸・新戸」が誕生した。しかし、山林の価値の下落と、暮らしの近代化により共有財産の必要性が薄れ、さらに過疎高齢化により共有林の維持管理が困難になった。また、山林以外にも、寺や神社、さらに田畑や水路等、集落には「共有」の空間やものが多く存在する。これらの維持・管理は年に何回かの共同作業として実施され、現在でもほとんどの集落で行われている。これは、昔からの慣習であり、集落に住む人々の義務でもある。近年では人手不足と居住者の高齢化により、共同作業の実施が困難となり、共同作業に参加できない場合に支払う「不参金」を利用する高齢者が多い。また「共有財産」の権利は集落外から人が移住してきた場合に、その権利の有無を巡り問題が生じるため、特に対応が求められてもいる。

3 - 4 集落内の社会関係

集落内の社会関係の種類と残存状況について調査した結果を【表6】に示す。

表6 社会関係についての概要

社会関係	使用 ¹⁾		説明	備考 ²⁾
	昔	現在		
本家・分家(新宅)	18	17	古(から)ある家を本家とし、そこから派生していったのを分家とするのが一般的である。また旧戸と重複もする。ワラジギなどといひ、集落によそから入るには、どこかしの本家に入る事も強いられていた。	a), e), f)
旧戸・新戸	10	4	旧戸・新戸という言葉は昔から使われていたのではなく、明治に入り新しく民法が定められ、所有権が取上げられるようになってから法律用語として用いた。集落での共同財産の所有や利用の権利に差がある。	c), e)
キタリモン	3	2	本家分家以外に、縁のない人が集落に入ってきた人や家を言う。権利や墓場や居住地などの空間的制限や差が見られたという。	b)
イケマキ	9	7	特殊な同族集団をマキと称す。マキごとに稲荷様などを祀ったり、祭りなどを行っていたりする。1集落に3,4のマキが存在するところが多く、そのマキは、集落の成り立ちにかかわる一族だとも言われている。	a), b), f)
3升5升付合	3	3	主に冠婚葬祭の時に用いられ、付合いの程度を示すものとして用いられる。香典などは総て米などで勘定されていたため、このような名がついたとされる。現在では、品物を貨幣に換算して行われるところが多い。	d), e)
茶飲み仲間	1	1	生活互助慣行の一つ。冠婚葬祭などのときに手伝いなどとして、組織される。また葬式行列などのときに特別な役割を与えられたりする。	d)
隣組・無常組	14	14	生活互助慣行のひとつとされる。近隣集団。日常的に隣組の数は協力しあう。	a)
班	5	5	入足や町からの配布物を配るのに、5,6軒を班として分ける。寄付などもこの班の単位で行う。	a)

- 継承状況に関しては、ヒアリング調査より25集落での聞き取りを行い、その結果を示す
- a) 日常的に助けあう関係 b) 一族の関係 c) 財産に関係するもの d) 冠婚葬祭等で協力するもの e) 家と家の序列 f) 共同に行事を行うもの を示す
- キタリモンの昔の状況については、明確に確認できなかった。

これらの社会関係の種類をみると、a) 日常的に助けあう関係(相互扶助)やe) 家と家の序列を意味するものが多い事がわかる。全体的にどの社会関係も大きな減少は見られず、過疎高齢化が進んだ現在においても、集落では昔からの社会関係が根強く残っている事が認められる。その中でも特徴的なのはc) 財産に関係する関係である「旧戸・新戸」が減少しているのに対し、a) 日常的に助けあう関係(相互扶助)である「隣組・無常組」や「班」といった社会関係が残っている集落が多い事が分かる。

4章：集落内外の空間への意識と暮らしの関連性

4 - 1 ヒアリング概要と分析方法

第3章の調査と同様に阿賀町内の25集落の居住者に集落内の空間に対する意識を集落の拡大・詳細図を用いて調査した。

調査日時	2007年10月～11月
調査対象	阿賀町内の25集落の区長や家族等12名
調査方法	圏域図示法
調査時間	1時間程度
内容	<集落の空間について> ・変化したと認識される空間(良い・悪い) ・残したい空間
使用材料	集落の拡大・詳細図

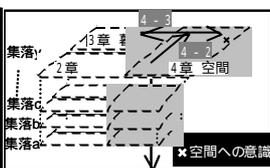


図3 第4章調査・分析概要

また、4-2では「変化したと認識される空間(良い・悪い)」「残したい空間」についての意見を第3章で用いた3軸から考察する。また4-3では集落毎に同様の分析、考察する【図3】。

4 - 2 集落内外の空間に関する意識

集落内外の空間への意識では、【表7】のような意見数が得られた。これらの意識の中で、第3章で把握した集落での暮らしの3軸とは直接関連しない空間への意見は全98件中61件あり、3軸と関連する空間への意見は37件あった。3軸とは直接関連しない空間への意見は「交通」(20件)や「公共施設」(19件)、「産業」(7件)に関するものが多く、「国道が出来て生活の利便性が向上して良かった」、「役場や学校が統合されて寂しくなった」等の意見があった。3軸と関連する空間への意見は、『共同行事』『共有財産』では「変化したと認識され、悪い空間」(13件)「残したい空間」(23件)に関する意見が多く(計36件)、「心の安らぎの場(寺や神社等)であるから大切にしていきたい」、「やはり田(共有財産)が減っていくのはダメだ」等の意見があった。『社会関係』は、集落内の空間への意識とは関連が薄かった(1件)。

表7 空間への意識の調査結果

調査項目	意見数(件)			
	変化したと認識されている空間	悪い	良い	その他
交通	7	6	1	27
公共施設	0	0	0	28
産業	18	5	0	6
計	25	11	1	61

共同行事 共有財産 社会関係

以上から、3軸とは直接関連しない空間への意見が、関連する空間への意見より多い一因として、3軸と関連した空間は、集落住民の現代の生活機能に直接的変化をもたらすものではなく、3軸とは関連しない空間の変化は生活に直結し、利便性が高いもしくは大きく喪失感を与える変化であり、集落住民が強く影響されたものである事が反映されていると考えられる。

以上から、3軸とは直接関連しない空間への意見が、関連する空間への意見より多い一因として、3軸と関連した空間は、集落住民の現代の生活機能に直接的変化をもたらすものではなく、3軸とは関連しない空間の変化は生活に直結し、利便性が高いもしくは大きく喪失感を与える変化であり、集落住民が強く影響されたものである事が反映されていると考えられる。

4 - 3 集落内外の空間と集落での暮らしとの関連性

次に25の各集落毎の空間への意識と、暮らしに関する3つの軸の実態・意識とを比較し、その暮らしと空間の関連を考察する。3軸と関連する空間への意見が1件以上あった場合は、3軸と空間の関連があるとしたが、関連が見られない集落も少なくなかった(6集落)。

関連が見られた集落は、人口規模や人口減少率に特徴は見られないが、生業や信仰等の特徴的なものが存在した。関連が見られなかった集落は2つの傾向に分かれ、小規模で人口減少率が高く、既存の暮らしを続ける事に対し危機感を持つ集落(2つ)と、規模が大きく平場であるために山間部集落からの人口流入も考えられ、暮らしの中から無くなるものが少ない代わりに関心や危機感が少ないと考えられる集落(4つ)である。

関連が特に強く見られる集落(集落A)と、あまり見られない集落(集落B)の2つを分析例として示す【図4】。集落Aでは、共同行事を行う場所を「失われたくない空間」として意識している。例えば、現在も続けられる『山の神詣』を「残したい行事」とし、共同行事と空間との意識の一致を示している。ここは「山の神」への信仰が厚く「行事の存続が困難でも、実施場所は変えてはならないと思う」との意見もあった。現在でも、山のもの(猿・熊など)を捕獲している集落であり、山との関わりと信仰が結びついている集落であると考えられる。また、共有財産(共有林)に関する空間変化を認識し、その変化を「悪い」と捉えている。一方で集落Bでは、暮らしの3つの軸に関連する空間は挙げられず、空間への意識が認められたのは、「道路」や「農村公園」である。集落Bは山間部で特に過疎化の影響が激しい所でもある。それゆえに、従来の暮らしで大切にされてきたものを偲ぶ余裕は無く、現

<関連が見られる(19集落)> 集落 A		第3章：集落での暮らし 実態 意識	第4章：空間 空間との関連
共同行事	続百万遍	神社での祭礼	寺 神社
	続山の神詣	消古峰々原講	消虫送り
共有財産	変愛宕様	変三山講	愛宕様
	記名共有林(28名)で毎年相談し、新伐りを実施していた。その後、各戸の分を区割りしていた		×耕作放棄地
社会関係	続イッケマキ	続隣組	
その他			×旧学校
<関連が見られない(6集落)> 集落 B		第3章：集落での暮らし 実態 意識	第4章：空間 空間との関連
共同行事	消観音講	×昔のもの	×変化があり「悪い」とする空間
	変盆踊り	特になし	×変化があり「良い」とする空間
共有財産	割り当てられた共有林の分地で一年中自由に入山して新伐りが実施された。柴木も伐った。		×変化はないが、残したい・失いたくない空間
社会関係	続本家分家	続イッケマキ	×道路 公民館 農村公園
その他			

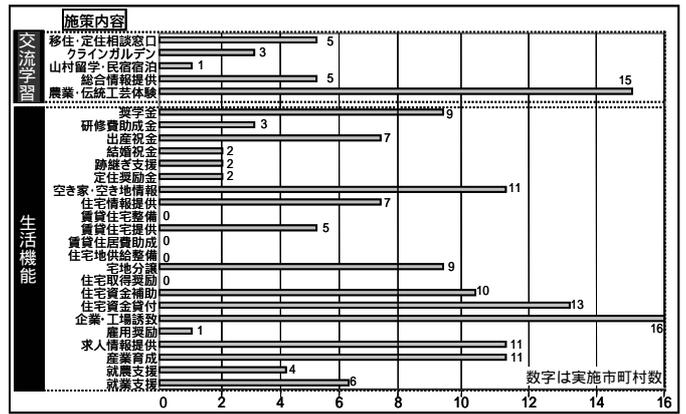


図5 新潟県内自治体の定住施策実施概要 (新潟県庁 HP より)

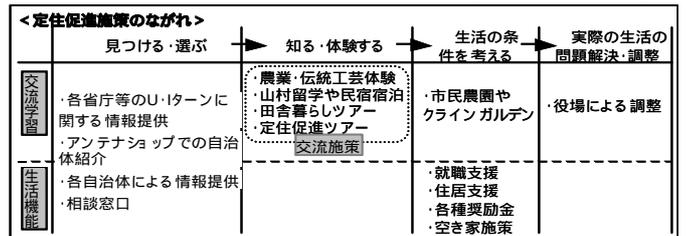


図6 定住促進施策の流れ

在での暮らしの利便性が先立つのではないかと推測される。

5章：定住促進施策に関する概要と現況

現在の国による『定住促進施策』は『暮らしの複線化』施策の一環として、各省庁により農業的側面や過疎対策など様々な取組みがなされているが、都市と農村の交流人口を増やして定住を促進し、過疎地域の活性化を図るという方向性は共通している⁽⁵⁾。新潟県内の各自治体(35市町村)による施策をまとめたものを【図5】に示す。また、主な定住までの流れと、実施されている施策を【図6】に示す。

現行の施策はその内容から「生活機能支援」「交流学习支援」に分類でき、移住者の住宅や職業を紹介し、斡旋する等の「生活機能支援」が多い事が分かる。

「交流学习支援」としては、農業・伝統工芸体験等や山村留学、民宿宿泊等の体験自体を目的としたものが多く、定住を考慮した体験としては“雪かき体験”等がある。しかし、この体験も短期的であり、定住後に日常的に行う事となると、暮らしへの障害となるのではないかと考えられる。また、前述した集落の暮らしにおける『共同行事』『共有財産』『社会関係』についての説明を行っている施策は見当たらない。また移住者が集落に定住した後のアフターケアや、集落住民との間で問題が生じた場合に相談を行っている施策もない。

6章：集落での暮らしの継承と中山間地域への施策

中山間地域への施策は農村や山間集落の生活を改善する事を目的とされてきた。これにより交通や産業等が発展し、中山間地域の集落は生活の利便性を獲得したが、同時に“共同の暮らし”を喪失し、これらの集落の存在も危がまれている。これを受け人口増加により集落機能の回復を目指した『定住促進施策』が実施されている。過疎化による集落内の人口欠如を、都市からの移住者で補おうとするものだが、実際には定住は難しい面がある。それは、集落へ定住するという事が、集落という一社会に入る事であり、“集落での共同の暮らし”の中の共同作業・行事への参加が一種の義務として生じる事への理解が求められる事によると考えられる。各集落では、以前と異なる暮らしも見出されていると共に、“共同の暮らし”は形式が継承されており、定住施策もこの点への対応を求められている。

また施策の中で中山間地域に求められる機能は 都市の新しいライフスタイルに対応する共に、中山間地域の活性化を

図り、人口分布のゆがみを解消する 多面的機能と存在価値の創出の2点とされている。しかし、各集落では生産・環境保全の機能は失われ、それを成り立たせている“集落での共同の暮らし”は部分的にのみ継承されている。求められている機能を回復するには、山林の価値の再生と環境維持・保全という面からの施策が必要であり、またそれは森林や農業等の単一目的の施策ではなく、集落の暮らしとその仕組み全体を保護する必要があると考えられる。

7章：結論

・『共同行事』は、消滅しているものが多い。又、復活して再び消滅するものもある。実施状況の分類では、消滅型に農耕作業と関連したものが多く、変化継続型に集落の皆が共同の時間や体験・機会を持つ事を目的とするものが多い。

・『社会関係』では、『共有財産』と関連した関係は共有地の権利の消失と共に薄れているが、相互扶助を基本とする関係は現在も継承されている。

・『定住促進施策』は、施策実施内容から「生活機能支援」「交流学习支援」に分けられた。しかし都市の生活と集落の生活との差異から、難しい面がある。施策への提案として、移住者と集落住民の双方が生活に対する認識の差異を理解する機会の提供と、集落側による『共同財産』等に関する移住者の対応が考えられる。

<注>

- (1) 小田切徳美(2001) 中山間農業地域問題の現状と課題, ワイルドライフ・フォーラム 6(3)
- (2) 林賢一(2006) 限界集落の存在状況と地域資源管理の実態「集落の存続・消滅に関する調査」より、新しい農村計画 127
- (3) 『日本民俗資料事典』 文化庁文化財保護部 1869
- (4) 東浦原郡史 資料編 8 民俗 東浦原郡史編さん委員会 2004
- (5) 国土交通省 HP: 「都市・地域整備局 地域整備課 活力と魅力のある地域づくり」 <http://www.mlit.go.jp/crd/chisei/index.html>
- (6) 総務省 HP: 「総務省 自治行政局 過疎対策室」 <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm>
- (7) 前掲書 4)